

Q 授業中や休み時間、部活動中にけがをしました。治療費の請求はできますか？

A 日本スポーツ振興センターに加入している場合、学校生活中（宿泊学習・部活動・練習試合など校外での活動を含む）、または通常の経路および方法による登下校中にけがをした際には、災害共済給付を受けられます。

指定の用紙に医師の証明を受けて、学校に提出してください。2～3か月後に医療費の一部が給付になります。ただし、メガネやコンタクトレンズの破損、病気は給付の対象外です。

→指定の用紙は学校にあります。学校にお申し出ください。

→医療費の合計が5000円（病院での窓口支払い1500円・整骨院 接骨院での窓口支払いが5000円）以上の場合、給付の対象となります。

※ 病院受付に日本スポーツ振興センターを利用する旨を伝え、窓口で通常とおり医療費（3割負担分）の支払いをしてください。後日、4割分（自己負担3割分＋お見舞金1割分）が支給になります。**（子ども医療費助成制度を利用した場合も給付の対象となります。その場合、医療費の1割が支給となります。）**

→ 用紙の記入に料金がかかる場合があります。

→ 場合によっては災害共済給付が受けられないこともあります。

→ 生活保護を受けている世帯への医療費の給付はありません。
（障害見舞金・死亡見舞金のみ給付になります。）

→ 申請には時効があります。利用の場合、事故発生後速やかにご連絡ください。

詳しくは、日本スポーツ振興センターホームページをご覧ください。

<http://naash.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>